

3-2. 受験資格に関する学校の課程について

(1) 認められている課程

建築(学)(工学)科、建築設備(学)(工学)科、設備工業科、設備システム科、建築設計科、建築設備設計科、建設(学)(工学)科[建築(学)コースに限る]、機械(学)(工学)科、生産機械工学科、精密機械工学科、応用機械工学科、動力機械工学科、機械システム工学科、機械(・)電気工学科、電気(学)(工学)科、電子(学)(工学)科、電気(・)電子工学科、電気システム工学科、電子システム工学科、電気電子システム工学科、電気(・)機械工学科、電子(・)機械工学科、電気通信工学科、電子通信工学科、通信工学科
 (「建築第2学科」等の第2学科を含む)

(2) 個々に認める課程

上記(1)の認められている課程と1文字でも違う課程については、申込者ごとに提出された成績証明書又は単位取得証明書により、一定の科目を履修していることが確認できたものを認めます。[建築都市学科、環境システム工学科、電気電子情報工学科等の学科についても、成績証明書又は単位取得証明書の提出が必要になります。]

(3) 個々に認める課程の判定方法

上記(2)の個々に認める課程の判定においては、成績証明書又は単位取得証明書に記載された科目名が、次の表に示す科目名と一致している個数が5個以上ある場合に、正規の建築、機械又は電気の課程と同等と認めます。

区分	科目名	該当する科目名の例
建 築	建築法規 建築計画 環境工学 建築一般構造 構造力学 材料 建築施工 建築設計・製図 建築設備 実験(実習)	建築法規など 建築計画論、建築計画概説など 環境工学、環境計画論、環境設備原論など 建築一般構造、建築構造概説など 構造力学、構造計画論など 建築材料、建築材料構法、材料力学など 建築施工、施工計画など 建築図学、建築製図、建築設計演習など 建築設備、設備計画論など 材料・構造実験など
機 械	材料力学 流体力学 熱力学 機械力学 計測・制御 機器 材料 工作・加工 機械設計・製図 実験(実習)	材料力学、塑性力学など 流体力学、流体工学など 熱力学、燃焼工学、伝熱学、蒸気工学など 機構学、精密工学、産業機械工学、振動学など 工業計測、自動制御、精密測定、制御工学など 工作機械、流体機器、生産機械、内燃機械など 金属材料、材料試験法など 加工工学、精密工作、精密加工など 機械製図法、設計法など 工作実習、機械工学実験など
電 気	電気理論 電気・電子物性 電気回路 電子回路 計測・制御 機器 高電圧 電力工学 材料 実験(実習)	電気磁気学、基礎電気工学、電子工学、電波工学など 電気物性、電子物性、電子物理学、半導体工学、量子力学など 電気回路など 電子回路など 制御工学、電気応用計測、電磁器測定など 電気機器工学、電力機器、電子機器など 高電圧工学など 発変電工学、送配電工学、電力系統工学など 電気材料など 電気実験など